

訪問系障害福祉サービスに係る地方負担の早期是正に関する 指定都市市長会提言

障害福祉サービスの費用は、1／2を国が負担することが「義務化」されているが、訪問系サービスにのみ、法の趣旨を逸脱し、政令により国庫負担基準を設定して、国の負担範囲を狭く限定している。これにより、400を超える自治体で地方負担の超過が生じており、特に指定都市全体の超過額は353億円（令和6年度）と多額になっている。

そのため、指定都市市長会では、国庫負担基準の見直し等、市町村の超過負担の解消に向けた適切な財政措置が行われるよう、再三にわたり提言してきたところである。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、国庫負担基準の見直しにより一定の改善はなされたものの、例えば、居宅介護の介護保険対象者（障害支援区分5、6）の基準は、介護保険非対象者の基準の5～6％程度と不十分であることや、障害支援区分1～4は引き続き対象外であるなど抜本的な改善には至っていない。その結果、指定都市全体の超過負担は拡大傾向にあり、これまで超過負担が発生していなかった指定都市でも超過負担が生じ始めている。

指定都市の超過負担の発生状況を、サービス支給量等のデータから分析をしたところ、次の3つの要因があることが判明した。

まず、賃金・物価上昇分が国庫負担基準に適切に反映されていないことである。令和4年10月の介護・障害福祉職員処遇改善の際には、サービス報酬のみが改定され、国庫負担基準は改定されていない。

2点目は、「居宅介護」の国庫負担基準は、「介護保険制度の訪問介護」の利用実績の7割程度の水準にとどまっていることである。在宅者対象の類似サービスであるにも関わらず、制度間で乖離があることが明らかとなった。

3点目は、「重度訪問介護」の国庫負担基準は、利用実績の3割程度と著しく低い水準になっていることである。強度行動障害のある重度障害者等の利用割合が多い指定都市ほどサービス支給量が増加する傾向にあり、超過負担増につながっている。

国において、このような利用実態調査を全国レベルで行っておらず、結果、実態から乖離した国庫負担基準の運用が継続している。

なお、本年8月に、総務省から厚生労働省に対して、地方公共団体の訪問系サービスを実態把握の上、国基準を見直し、所要の国費を確保するよう申入れを行ったが、令和8年度概算要求に反映していない。今後も、障害の重度化や高齢化の進展、地域移行の推進により、障害福祉サービスの伸びが見込まれる中で、制度の持続可能性を確保していくため、令和8年度政府予算案から速やかに、下記の項目を反映することを提言する。

記

- 1 居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、他の障害福祉サービスと同様に、市町村が決定した実際の給付額の総額を算定基礎に、国が1/2の財政負担を行うこと。
- 2 上記の改善の実現を前提としつつ、それまでの措置として、速やかに以下の措置を講ずること。
 - (1) 国庫負担基準に、賃金や物価上昇分を、過年度分も含め、適切に反映すること。
 - (2) 居宅介護の国庫負担基準について、介護保険制度の訪問介護の利用実績を踏まえた水準に引き上げること。

あわせて、介護保険対象者の国庫負担基準単位について、すべての障害支援区分を国庫負担の対象とし、介護保険対象者以外と同等まで単位数を引き上げること。
 - (3) 特に重度訪問介護については、国庫負担基準を廃止し、市町村が決定した実際の給付額に対し、国が1/2の財政負担を行うよう、特段の措置を講じること。

令和7年12月1日
指定都市市長会